

☎総和庁舎 Tel.92-3111  
☎古河庁舎 Tel.22-5111  
☎三和庁舎 Tel.76-1511  
☎健康の駅 各課直通電話番号  
☎古河福祉の森会館 各課直通電話番号  
各庁舎の住所は30ページをご覧ください

市役所から

各施設の臨時休館

■古河福祉の森会館

期日 12月11日(土)・12日(日)

☎健康づくり課

Tel.48・6882

■古河図書館・東公民館

期日 12月12日(日)

古河図書館Tel.32・5299

東公民館Tel.32・5533

■とねミドリ館

期日 1月10日(月)・16日(日)

とねミドリ館

Tel.92・4000

マイナンバーカード

交付のための休日開庁します

交付通知書に記載された書類を持参してください。申請のサポートも行います。

期日・場所

①1月9日(日)：☎☎市民総合窓口室

②1月23日(日)：☎市民総合窓口課

受付時間 8時30分～11時30分、13時～17時

※指定場所以外での交付を希望する場合は、①1月5日(水)②1月19日(水)までにご連絡ください。  
☎市民総合窓口課

年末年始ごみの収集品目

一部変更

次の日程において、収集品目を一部変更します。可燃ごみの収集が火・木・土の地区が対象です。

■古河地区

・12月20日(月)：カン↓金物類

・12月27日(月)：金物類↓カン

■総和・三和地区

・1月10日(月)：古着類↓カン

☎環境課

マイナポイントの

手続きはお済みですか

キャッシュレス決済サービスを利用した人に利用金額の25%分のポイント(上限5千)が付与されます。忘れずに申請してください。

対象 4月30日までにマイナンバーカードを交付申請した人

ポイント申請期限 12月31日(金)

申込・問 アプリまたは☎市民総合窓口課

総合窓口課、☎☎市民総合窓口室で申し込み  
☎企画課  HP 申し込み

古河市SDGパートナー

登録制度が始まります

市内で積極的にSDGの目標達成に取り組み団体・企業を対象にした登録制度です。

対象 SDGの目標達成に向けた取り組みや普及啓発を行っている市内所在の市民団体・企業、特定非営利活動法人等実施要領の登録対象であるもの

申込・問 市ホームページにある申請書を提出☎

☎企画課 

☎Kikaku@city.ibaraki-koga.lg.jp

おくやみサポートコーナー

を増設します

市役所古河庁舎水・木曜日・三和庁舎火・木曜日を増設します。

時間 ①9時②15時

※完全予約制。

申込・問 ☎市民総合窓口課 

イベントの中止

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となります。

■古河市新春のつどい

☎秘書広聴課

■古河まくらがの里・花桃ウォーク

問 スポーツ振興課(イーエスはなもも体育館)Tel.92・0555

施設等利用費請求の期限

施設等利用給付の認定者で、預かり保育・施設利用・一時預かり・認可外保育施設等を利用した場合の利用料の請求には期限があります。請求可能期間は、利用日の翌月1日から2年間です。お手元の領収証の利用月を確認し、請求漏れがないようご注意ください。

☎子ども福祉課 

20歳になったら国民年金

国民年金は老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金が支給され、人生の「万が一」をサポートする公的年金制度です。保険料の納付が困難な場合は、免除(全

知症と診断されている人  
⑤介助なしには外出できない人、またはほとんど寝たきりの状態で生活全般に介助が必要な人  
※判定により、該当しない場合があります。  
申込・問 対象者の介護保険被保険者証と申請書を☎高年齢介護課、☎市民総合窓口課、☎☎市民総合窓口室のいずれかへ提出☎  
※認定書は後日発行します。  
☎高年齢介護課Tel.92・4921

額・一部)、納付猶予または学生納付特例の制度がありますのでご相談ください。  
※学生納付特例申請の際には、学生証(両面コピー)を持参ください。  
☎国保年金課

ひとり親家庭の児童に入学祝品を贈呈します

(福茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭(母子・父子)の令和4年度小学校入学予定児童に、入学祝品(学用品)を贈呈します。

申込期限 1月7日(金)☎

申込・問 ☎子ども福祉課

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業

対象 次の①～⑤全てを満たす人  
①市内在住で20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の母または父  
②児童扶養手当を受けている人、または同等の所得水準にある人  
③養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人(今年度修業を開始した人に限り、修業期間6カ月以上の資格も対象になる場合有り)

④就業または育児と修業の両立が困難な人  
⑤過去にこの給付(同様の給付を含む)を受けたことがない人  
対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、栄養士、美容師などの国家資格  
支給期間 修業中、4年を限度  
支給額 市民税非課税世帯・月額10万円、市民税課税世帯・月額7万5000円  
※修了前1年間は、月額4万円増額となります。  
※申請月分から対象となり、翌月から支給を開始します。  
申込・問 相談の上、申し込み☎☎子ども福祉課

介護おむつに係る費用の医療費控除の取り扱い

控除を受ける場合、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降の人は、市発行の確認書で代用できます。

対象 次の①～④全てを満たす人  
①本人または扶養者が、所得税または住民税の課税対象者  
②要介護認定の有効期間が令和3年中の人

③おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人  
④寝たきり状態で、おむつを使用している人  
申込・問 対象者の介護保険被保険者証と申請書を☎高年齢介護課、☎市民総合窓口課、☎☎市民総合窓口室のいずれかへ提出☎  
※確認書は後日発行します。  
※別途「おむつ使用証明書」が必要な場合があります。  
☎高年齢介護課Tel.92・4921

介護保険制度による障害者控除対象者認定

65歳以上の人で障がいのある人は、障害者手帳等がない場合でも「障害者控除対象者認定書」が交付されることで、所得税と住民税の「障害者控除」が受けられます。

対象 次の①～③全てを満たし、④または⑤の状態である場合  
①本人または扶養者が、所得税または住民税の課税対象者  
②要介護認定の有効期間が令和3年中の人  
③障害者手帳等の交付を受けていない人  
④認知症状を有する人、または認

ビニールハウス(加温型)の資材費の一部助成

対象 施設面積が330㎡以上3300㎡未満で今年中に新設・改修する農家  
補助額 新設・改修費用の10分の1以内  
補助基準額 設置費用に対し3.3㎡当たり新設8千円、改修3千円

申込期限 1月4日(火)☎  
申込・問 認め印、見積書、内訳書、領収書を☎農政課に提出  
☎農政課